

札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

平成 28 年（2016 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市区の設置等に関する条例（昭和 46 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第 252 条の 20」を「第 252 条の 20 第 1 項及び第 2 項」に、「区の設置並びに」を「本市の区域を分けて区を設け、区の事務所及びその出張所を置くことを定めるとともに、」に改め、「設置、」を削り、「について必要な事項を定めることを目的」を「並びに区の事務所が分掌する事務を定めるもの」に改める。
- (2) 第 3 条中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 区のまちづくりに係る総合調整に関する事項
- (2) 区の住民生活に関する事項
- (3) 区の道路、公園及び河川の管理及び工事に関する事項
- (4) 区の社会福祉、子どもの育成及び保健衛生に関する事項

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

地方自治法の一部改正に伴い、区の事務所が分掌する事務を条例で定めるため、本案を提出する。